

栗原地域の地域資源活用による滞在型観光等推進業務委託仕様書

本仕様書は、宮城県北部地方振興事務所（以下「発注者」という。）が発注する「栗原地域の地域資源活用による滞在型観光等推進業務」（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「受注者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

本業務は、特定時期への集中や日帰り通過型が中心であることなど、栗原地域における観光面の課題に対して、本地域の歴史・文化、自然環境など地域資源を活用、磨き上げ等を行い、滞在時間を増加させる新たな観光コンテンツを造成することにより、滞在型観光の推進を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

（1）地域資源の活用・磨き上げ等による新たな観光コンテンツの造成

栗原地域における歴史・文化、自然環境、町並み、特徴的な個店・人物などの地域資源を活用又は磨き上げ等により、観光客の滞在時間の増加につながる観光コンテンツを新たに1件以上造成すること。

※事業例

- ア 特徴的な文化、伝統行事を体験するコンテンツの造成
- イ 新たな自然体験等アクティビティの開発
- ウ 地域外在住者によるまち歩きによる地域の再評価及び観光コンテンツ化

（2）宿泊を伴う体験の実施

造成した観光コンテンツについて、当該地域在住者以外により、宿泊を伴う体験等を実施すること。

- ア 参加者数は5人以上とすること。
- イ 最低一泊以上の宿泊を伴うものとする。
- ウ 参加者からアンケート等により、体験した感想や改善点等を聴取すること。
- エ 立ち入り先との日程・内容調整、その他一切の連絡調整及び参加者からの問い合わせ等については、受注者が行うこと。
- オ 参加者に対して、体験内容、必要な持ち物、ルールや安全対策等の注意事項、不測の事態の際の緊急連絡先等を記載した資料を提供すること。
- カ 参加者募集にあたっては、効果的な広告媒体を活用するほか、参加に際してアンケート等への協力を行うとともに、宮城県北部地方振興事務所主催であること及び参加時に取得した情報を主催者に提供することを明記すること。

（3）効果検証の実施

造成した観光コンテンツ及び体験等の内容、体験者の感想、得られた成果、課題及び今後の施策展開に向けた提案等についてとりまとめた報告書を作成すること。

3 報告書の提出

業務完了後、2 委託業務の内容（3）の報告書、その他業務に係る制作物一式を添付し、業務完了報告書を発注者へ提出すること。

4 委託業務の経理等

- （1）委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して記載し、委託費の使途を明確にしておくこと。
- （2）委託費の支出内訳を証する経理書類を整理して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。また、受注者は、発注者の要求に応じ、上記の経理書類を提供すること。

5 著作権について

- （1）本業務の実施により生じた著作物（既得されている物は除く）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、発注者へ帰属するものとする。
- （2）本業務の成果物は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとする。

6 その他

- （1）契約締結後、業務委託仕様書に基づいた事業計画書を提出すること。
- （2）本業務の遂行に必要な打ち合わせについては、業務の主要決定事項の検討時期に合わせて実施すること。
- （3）本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定する。